○総務省令第四十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

総務大臣　石田　真敏

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
［略］	［略］	［略］	［略］
消防団設備整備費補助金 消防・救急体制整備費補助金			

改正前

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
消防団設備整備費補助金			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成三十一年度に取得した財産からこれを適用する。

○総務省・経済産業省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、並びに統計法を実施するため、経済構造実態調査規則を次のように定める。

平成三十一年四月一日

総務大臣　石田　真敏

経済産業大臣　世耕　弘成

経済構造実態調査規則

（趣旨）

第一条　統計法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査のうち経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定するもの（以下「経済センサス活動調査」という。）の実施中間年（経済センサス活動調査を実施する年以外の年をいう。以下同じ。）における経済構造統計を作成するための調査のうち製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにする調査（以下「経済構造実態調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条　経済構造実態調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

（定義）

第三条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　事業所　物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所

二　企業　法人（国、地方公共団体及び外国の法人を除く。以下同じ。）及び事業を経営する個人

（調査日）

第四条　経済構造実態調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年六月一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。

（調査の種類）

第五条　経済構造実態調査は、甲調査及び乙調査とする。

（調査の対象）

第六条　甲調査は、事業を経営する個人及び法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する法人を除いた企業であって、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに、各分類に属する法人の売上高を上位から累積し、当該分類における売上高総額の八割を達成する範囲に含まれるもの（以下「甲調査企業」という。）について行う。

一　大分類Ａ―農業、林業

二　大分類Ｂ―漁業

三　大分類Ｃ―鉱業、採石業、砂利採取業

四　大分類Ｄ―建設業

五　大分類Ｎ―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類七九二―家事サービス業に限る。）

六　大分類Ｒ―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九四―宗教及び中分類九六―外国公務

七　大分類Ｓ―公務（他に分類されるものを除く）